

広島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

広島県公安委員会

委員長 田 中 秀 和

広島県公安委員会規則第6号

広島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

広島県道路交通法施行細則（昭和35年広島県公安委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第2（第7条の2関係）			別表第2（第7条の2関係）		
項	路線名等	区間	項	路線名等	区間
略			略		
32	県道矢野安浦線	<u>広島市安芸区矢野西二丁目13番先から</u> <u>広島市安芸区矢野南五丁目13番先まで</u>	32	県道矢野安浦線	<u>広島市安芸区矢野南五丁目13番先から</u> <u>広島市安芸区矢野新町一丁目3番先まで</u>
略			略		
32の3	県道広島三次線	<u>広島市南区比治山本町1051番2先から</u> <u>広島市南区的場町一丁目7番1先まで</u>	32の3	県道広島三次線	<u>広島市南区比治山本町1051番2先から</u> <u>広島市南区段原大畑町125番1先まで</u>
32の4	県道広島三次線	<u>広島市南区松原町5番4先から</u> <u>広島市中区東白島町19番1先まで</u>			
32の5～ 32の11	略		32の4～ 32の10	略	
略			略		
38	県道志和インター線	<u>東広島市志和町冠字深迫161番4先から</u> <u>東広島市八本松町大字飯田字大山1907番1先まで</u>	38	県道志和インター線	<u>東広島市志和町冠字深迫161番4先から</u> <u>東広島市八本松町大字飯田字大山1907番1先まで</u>
38の2	県道東海田広島線	<u>広島市中区東白島町19番1先から</u> <u>広島市中区西白島町20番9先まで</u>			
略			略		
40	県道下御領井原線	<u>福山市神辺町大字八尋1483番1先から</u> <u>福山市神辺町大字八尋608番1先まで</u>	40	県道下御領井原線	<u>福山市神辺町大字八尋1483番1先から</u> <u>福山市神辺町大字八尋608番1先まで</u>
40の	県道府中海	<u>安芸郡府中町大須一丁</u>			

2	田線	目271番1先から 安芸郡府中町大須一丁 目255番2先まで
40の 3	略	
略		
41の 2	県道広島海 田線	広島市南区東荒神町178 番先から 広島市南区大州四丁目 405番2先まで
略		
56の 4	広島市道 504号線 (広島高速 4号線)	広島市西区中広町一丁 目4番先から 広島市安佐南区沼田町 大字大塚字日ノ京1836 番1先まで
56の 5	広島市道中 1区中広宇 品線	広島市中区基町1番17 先から 広島市中区上幟町7番 13先まで
略		
59の 2	広島市道中 3区中広宇 品線	広島市中区寺町6番先 から 広島市西区中広町一丁 目1番先まで
59の 3	広島市道東 3区矢賀大 州線	広島市東区矢賀新町五 丁目317番3先から 広島市東区矢賀新町五 丁目256番1先まで
59の 4	略	
略		
69の 5	広島市道南 1区矢賀大 州線	広島市南区大州五丁目 410番1先から 広島市南区東駅町317 番5先まで
69の 6	広島市道南 1区104号 線	広島市南区南蟹屋二丁 目661番12先から 広島市南区西蟹屋二丁 目846番8先まで
69の 7	広島市道南 1区駅前大 州線	広島市南区松原町4番 21先から 広島市南区荒神町3番 10先まで
69の 8	広島市道南 1区段原蟹 屋線	広島市南区段原日出町 223番18先から 広島市南区南蟹屋一丁 目493番1先まで
69の 9	広島市道南 3区中広宇 品線	広島市南区段原一丁目 1番3先から 広島市南区出汐一丁目 117番1先まで
69の	広島市道南	広島市中区上幟町16番

40の 2	略	
略		
41の 2	県道広島海 田線	広島市南区西蟹屋一丁 目243番1先から 広島市南区大州四丁目 405番2先まで
略		
56の 4	広島市道 504号線 (広島高速 4号線)	広島市西区中広町一丁 目4番先から 広島市安佐南区沼田町 大字大塚字日ノ京1836 番1先まで
略		
59の 2	広島市道中 3区中広宇 品線	広島市中区寺町6番先 から 広島市西区中広町一丁 目1番先まで
59の 3	略	
略		
69の 5	広島市道南 1区矢賀大 州線	広島市南区大州五丁目 410番5先から 広島市南区大州五丁目 410番1先まで
69の 6	広島市道南 1区104号 線	広島市南区南蟹屋二丁 目661番12先から 広島市南区西蟹屋二丁 目846番8先まで

<u>10</u>	<u>3区中広宇品線</u>	先から 広島市南区的場町一丁目6番6先まで			
<u>69の11</u>	<u>広島市道南3区比治山東雲線</u>	広島市南区段原三丁目20番10先から 広島市南区段原新町247番3先まで			
<u>69の12</u>	<u>広島市道南3区段原蟹屋線</u>	広島市南区段原三丁目24番4先から 広島市南区段原四丁目8番7先まで			
略					
<u>82の6</u>	<u>呉市道呉駅前本通6丁目線</u>	呉市西中央一丁目1番1先から 呉市西中央四丁目1番17先まで	<u>82の6</u>	<u>呉市道呉駅前本通6丁目線</u>	呉市西中央一丁目1番1先から 呉市西中央四丁目1番17先まで
<u>82の7</u>	<u>三原市道皆実20号線</u>	三原市皆実二丁目1860番4先から 三原市皆実二丁目1859番1先まで			
<u>82の8</u>	<u>三原市道宮浦34号線</u>	三原市宮浦六丁目2番15先から 三原市頼兼二丁目2633番2先まで			
<u>82の9・82の10</u>	略		<u>82の7・82の8</u>	略	
略					
<u>132</u>	<u>大竹市道玖波青木線</u>	大竹市油見三丁目1272番先から 大竹市立戸二丁目2401番6先まで	<u>132</u>	<u>大竹市道玖波青木線</u>	大竹市油見三丁目1272番先から 大竹市立戸二丁目2401番6先まで
<u>132の2</u>	<u>大竹市道立戸6号線</u>	大竹市立戸一丁目2573番2先から 大竹市立戸一丁目2570番8先まで			
略					

附 則

この公安委員会規則は、令和4年4月1日から施行する。